

北野第二つばき苑地区 地区計画の内容

決定告示年月日  
昭和60年9月6日

名称		北野第二つばき苑地区地区計画	
位置		所沢市小手指元町二丁目及び小手指元町三丁目の各一部 ※ 現在の町名を使用しています	
面積		約3.5ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	市の中心部から西方約2.8kmに位置している本地区は、昭和44年に宅地開発され、既に良好な住環境が形成されている。そこで、さらにこの住環境を維持・保全し、良好な住宅地の形成を図ることとする。	
	土地利用の方針	地区全域を低層住宅地とし、良好な居住環境の保全に努める。	
	地区施設の整備の方針	本地区は宅地開発により、道路・公園等が整備されているが、その機能・環境が損なわれないように維持・保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	① 低層住宅地として、一戸建住宅地を主体とした良好な住環境の創出、維持を図る。 ② その他 イ. 看板・広告等は周辺環境との調和を図り、美観を損なわないように努める。 ロ. 建築物に付属する垣、又はさくは街並の美観及び防災面に留意するものとする。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ① 住宅（住戸の数が3以上の長屋は除く。） ② 住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの。 イ. 事務所 ロ. 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ハ. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ③ 共同住宅（住戸又は住室の数が3以上のものを除く。） ④ 診療所 ⑤ 前各号の建築物に付属するもの。
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する側の垣、又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 ① 生垣 ② 道路地盤面より、高さ1.8m以下のさく

「区域は計画図表示のとおり」

< 北野第二つばき苑地区地区計画 計画図 >

